

「技術基準適合証明 無線設備の特性試験方法 (スプレッドスペクトラム機器 その1)」
改版に伴う主な変更点
(2019年10月版から2020年10月版への変更点)

TELEC-T401

○2. 4GHz帯高度化小電力データ通信システム特性試験方法 (第10.0版)

令和2年7月31日省令及び告示改正による技術基準の変更(無線標定業務の追加)に伴い改定しました。

TELEC-T402

○2. 4GHz帯小電力データ通信システム特性試験方法 (第7.1版)

条文番号の訂正に伴い改版しました。

TELEC-T403

○5GHz帯小電力データ通信システム特性試験方法 (第14.1版)

DFS試験条件等に補足説明を追記し改版しました。

・「2. 4GHz帯高度化小電力データ通信システム」

ARIB STD-T66 で記載される 2.4GHz 帯の無線設備などが含まれます。

IEEE802.11b/g、ジグビー、ブルートゥース、ラジコンのプロポ(模型飛行機用を除く。)

*、2.4GHz 帯デジタルコードレス電話等の無線設備が該当します。

ただし、国内法令に適合するものに限りです。

* ラジコンのプロポ(模型飛行機用)は、無線設備の種別は「2. 4GHz帯高度化小電力データ通信システム」(模型飛行機用)に該当しますが、本試験方法の中でそれぞれ説明しています。

・「2. 4GHz帯小電力データ通信システム」

ARIB STD-T33 で記載される 2.4GHz 帯の無線設備などが含まれます。

IEEE802.11b/g では 14ch を用いる無線設備が該当します。

ただし、国内法令に適合するものに限りです。

* ラジコンのプロポ(模型飛行機用)は、無線設備の種別は「2. 4GHz帯小電力データ通信システム」(模型飛行機用)に該当しますが、本試験方法の中でそれぞれ説明しています。

・「5GHz帯小電力データ通信システム」

ARIB STD-T71,72,73 で記載される、5.2GHz 帯、5.3GHz 帯、5.6GHz 帯の無線設備などが含まれますが、4.9GHz 帯、5.03GHz 帯は「5GHz帯無線アクセスシステム」の無線設備となります。

IEEE802.11a、IEEE802.11ac、HiSWAN 等の無線設備が該当します。

ただし、国内法令に適合するものに限りです。